

消費生活センターだより

第138号
令和8年4月

電気・ガスの契約トラブルに注意！
～ウォーターサーバーのレンタルなど、
電気・ガス以外のサービスを勧誘されるケースも～



電気料金が安くなります！

【事例】

- ・「電気の点検に来た」と称して訪問があったため、契約している電力会社かと思いドアを開けたが、まったく関係のない事業者で、電気の切替の勧誘だった。検針票にあるお客様番号と供給地点特定番号などを聞かれた後、「電気料金が安くなる」などと契約を勧められたので承諾し、契約書にサインした。その後、ウォーターサーバーや家電製品や健康に関するサポートを受けられるというサービスも勧められ、断り切れずにサインしてしまった。内容がよくわからないまま契約してしまったため、すべて解約したい。
- ・一人暮らしをしているアパートに事業者が訪ねてきて「このアパート全体の電力プランが変更になる。電力料金も安くなる」と言い、申込書を出してきたので記入してしまった。後日、アパートの管理会社に問い合わせたところ、電力プランが変更になるなどということは知らないと言われた。

～アドバイス～

- ・契約先の事業者名や契約条件などを確認し、料金プラン等の説明をしっかりと受けたうえで契約の要否を検討しましょう。電気・ガスの契約と同時に別のサービスを勧誘された際は、本当に必要かよく検討したうえで判断しましょう。
 - ・契約の意思がない場合は、はっきりと断り、検針票の記載情報は慎重に取り扱しましょう。
 - ・場合によってはクーリング・オフ等ができる可能性がありますので、不明な点や不審なことがあれば消費生活センターに相談してください。
 - ・電気・ガスの契約を結ぶ際のトラブルなどは、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口でも相談できます。
- 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口：03-3501-5725

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019